

## 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正について

## ■ 改正の概要

常勤役員の退職手当について、任期満了を退職手当の支給理由に加えるとともに、地方独立行政法人化前の病院事業管理者の期間通算時の支給上限に病院事業管理者の期間を加えることとするもの。

改正後	改正前
<p>(役員の退職手当)</p> <p>第8条 常勤の役員が退職(任期満了及び死亡を含む、以下同じ)したときは、退職手当を支給する。ただし、定款第11条第2項第2号及び同条第3項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当を支給しない。</p> <p>2 退職手当の額は、退職した日の給料月額に在職期間の月数及び100分の25を乗じて得た額とする。</p> <p>3 在職期間の月数の計算は、常勤の役員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの引き続いた在職期間の月数による。ただし、当該役員の任期の年数に12を乗じた数をその上限とする。</p>	<p>(役員の退職手当)</p> <p>第8条 常勤の役員が退職又は死亡したときは、退職手当を支給する。ただし、定款第11条第2項第2号及び同条第3項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当を支給しない。</p> <p>2 退職手当の額は、退職又は死亡した日の給料月額に在職期間の月数及び100分の25を乗じて得た額とする。</p> <p>3 在職期間の月数の計算は、常勤の役員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの引き続いた在職期間の月数による。ただし、その月数が48月を超えるときは、48月とする。</p>
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(病院事業管理者の在職期間の特例)</p> <p>2 施行日の前日において佐世保市病院事業管理者であった者で、施行日に引き続き理事長となった者の第5条第2項及び第8条第3項の適用については、その者の佐世保市病院事業管理者としての引き続いた在職期間を理事長としての在職期間とみなし、第8条第3項但し書きの規定は、「当該役員の任期の年数に12を乗じた数」を「当該役員の任期の年数に12を乗じた数に病院事業管理者としての引き続いた在職期間を加えた月数」と読み替える。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(病院事業管理者の在職期間の特例)</p> <p>2 施行日の前日において佐世保市病院事業管理者であった者で、施行日に引き続き理事長となった者の第5条第2項及び第9条第3項の適用については、その者の佐世保市病院事業管理者としての引き続いた在職期間を理事長としての在職期間とみなす。</p>
<p>附 則(令和3年3月31日規程第4号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和3年3月31日から施行する。</p> <p>(退職手当支給の特例)</p> <p>2 施行日において常勤の役員であった者で、施行日以前の任期満了にかかる退職手当が支給されていないものについては、任期ごとに第8条及び平成28年附則第2項に基づき算定された退職手当を退職時に支給する。</p>	